

# 平成25年度 第2回東大阪市中小企業振興会議

## 次第

と き 平成25年9月26日(木)午後6時15分

ところ クリエイション・コア東大阪 南館3階

1 開 会

2 議事

(1) 東大阪市中小企業振興会議部会の設置について

(2) その他

3 閉会

# 東大阪市中小企業振興会議の検討課題と部会構成(案)

資料 1

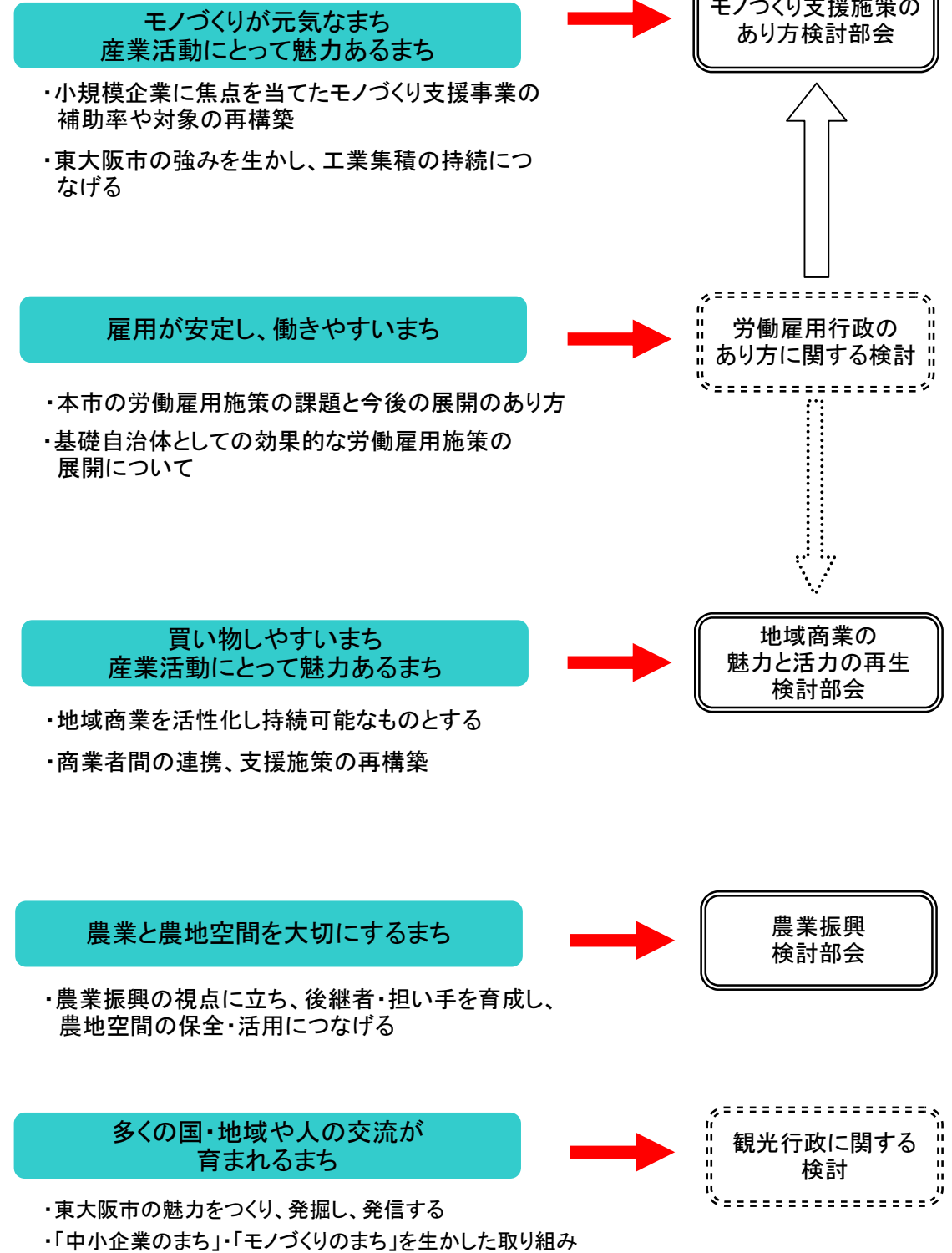
## 東大阪市の中小企業の現状と課題

- 小規模小企業の減少  
…近年は他の規模の企業よりも顕著
- 時代への不適合、変わらないことのリスク
- 事業引継、事業承継、後継者などの問題
- 小規模企業に焦点を当てた  
中小企業施策の必要性
- 本市中小企業振興条例  
…小規模企業に対する施策の明確な対応
- (国の動向)
- 中小企業基本法の改正  
…小規模企業に対する施策の明確な対応
- (仮称)小規模企業振興基本法の制定  
…創業促進、販路開拓、海外展開を柱

- 若者の製造業離れ、技能工を中心とした人材不足と経営者の後継者不足の深刻化
- 高付加価値化への対応の遅れによる受注機会の減少
- 小規模事業者を中心とした事業者の減少
- 操業環境の悪化による、工業集積の縮小  
(※住工共生まちづくり条例)
- 販路開拓の必要性
- 就職困難者に対する就労支援や若年既卒者に対する就職支援の遅れ
- 正規就労につけていない若年者層の増加、就職困難者の雇用創出の働きかけ
- フリーターなど若年者層と中小企業のマッチング
- 経営基盤の近代化の遅れと消費者ニーズとの不適合による小規模店の減少
- 経営者の高齢化と後継者難による廃業
- 商店の組織力の低下
- 異業種の進出
- 商業集積地域への客足の減少
- 大型施設による商業環境の変化
- 市内業者の受注機会促進の必要性
- 農業経営の困難さや、就業者の高齢化による後継者・担い手の育成が課題
- 安全で安心できる農産物を求める消費者ニーズの高まり
- 観光資源と周辺のまちの魅力を観光に結びつけられていない
- まちの資源、魅力の再発見と発信
- 自然、歴史、文化、産業などの市内の観光資源を有効活用したあらたな取り組み

事業承継、後継者問題、事業転換等を念頭に置いた、中小企業集積の持続に関する検討

## 検討の方向性





# 中小企業振興会議 部会及び部会委員構成(案)

資料3

No.	候補者名	所 属	モノづくり支援施策 のあり方検討部会	地域商業の魅力と 活力の再生検討部 会	東大阪市の農業振 興のあり方に関す る検討部会
1	阿児 加代子	オフィス・AKO 特定社会保険労務士	○		
2	石田 泰宏	東大阪市大型小売店舗連絡協議会 会長		○	
3	上田 秀樹	大阪樟蔭女子大学学芸学部健康栄養学科 准教授			○
4	大西 由起子	東大阪観光協会 副会長		○	
5	大本 仁	大阪東信用金庫東大阪営業部 部長	○		
6	加來 千佳子	大建プラスチック株式会社 代表取締役社長	○		
7	角井 勝美	光輝物流株式会社 代表取締役社長		○	
8	角本 りつ子	東大阪商工会議所 東支所所長			
9	桑野 博行	大阪商業大学総合経営学部 教授	○		
10	小杉 栄	公募委員	○		
11	阪口 佳之	布施公共職業安定所 所長			
12	園田 浩一	東大阪市産業創造勤労者支援機構 事務局長			
13	高田 久司	グリーン大阪農業協同組合 常務理事			○
14	高橋 由紀子	東大阪ブランド機構 理事	○		
15	田中 聡一	公募委員	○		
16	寺浦 浩之	株式会社商工組合中央金庫東大阪支店 支店長		○	
17	寺尾 昇三	センター建設株式会社 代表取締役会長		○	
18	中嶋 嘉孝	大阪商業大学総合経営学部 准教授		○	
19	西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所 所長	○		
20	平井 良彦	東大阪市小売商業団体連合会 会長代行		○	
21	福島 文昭	株式会社日本政策金融公庫東大阪支店 中小企業事業統括	○		
22	文能 照之	近畿大学経営学部 教授			
23	丸谷 賢司	公募委員	○		
24	森田 園子	大阪樟蔭女子大学学芸学部ライフプランニング学科 教授	○		
25	脇田 恒夫	公募委員		○	
臨時委員(予定)			1人	2人	8人
部会委員数			12人	10人	10人

## 東大阪市中小企業振興会議の会議の公開等に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東大阪市中小企業振興会議規則(平成25年東大阪市規則第61号。以下「規則」という。)第5条に規定される会議について、その公開に関し必要な事項を規則第9条の規定に基づき定めるものとする。

(会議の公開の基準等)

第2条 中小企業振興会議(以下「会議」という。)は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 東大阪市情報公開条例(平成11年東大阪市条例第1号)第6条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)に該当する事項についての審議が行われる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認める場合

2 会議の公開又は非公開の決定は、会議の会長(以下「会長」という。)が決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10名以内とし、会議を開催する会場の規模等を考慮し会長が決定する。

(公開及び傍聴の手続き等)

第4条 会議を開催するにあたっては、会議開催予定日7日前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 傍聴人の定員

(6) 傍聴手続

(7) 問い合わせ先

(8) その他必要な事項

2 傍聴人を決定する方法については、原則として会議開催当日の開始30分前から行う受付の先着順とする。

(傍聴人の範囲等)

第5条 会議の傍聴人の範囲は、市内に在住若しくは在勤するものとする。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- ( 1 ) 銃器その他危険なものを持っている者
- ( 2 ) 酒気を帯びていると認められる者
- ( 3 ) 異様な服装をしている者
- ( 4 ) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- ( 5 ) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- ( 6 ) 前各号のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者  
(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ( 2 ) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- ( 3 ) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- ( 4 ) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- ( 5 ) 飲食又は喫煙しないこと。
- ( 6 ) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- ( 7 ) 携帯電話機等は電源を切ること。
- ( 8 ) 前各号のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人への資料の配付)

第7条 傍聴人に対しては、会議資料を配付するものとする。ただし、会議資料のうち不開示情報が記載されているものを除く。

(撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 会議を非公開とする決定があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規約に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議結果の公表)

第12条 会議は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる事項を市のホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。ただし、やむを得ない事情

があるときは、この限りではない。

- ( 1 ) 会議の名称
- ( 2 ) 開催日時
- ( 3 ) 開催場所
- ( 4 ) 会議の出席者
- ( 5 ) 議題
- ( 6 ) 会議の公開又は非公開の別
- ( 7 ) 傍聴人の数
- ( 8 ) 会議資料
- ( 9 ) 議事の概要

2 会議資料に不開示情報が記載されている場合においては、可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

( 委任 )

第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

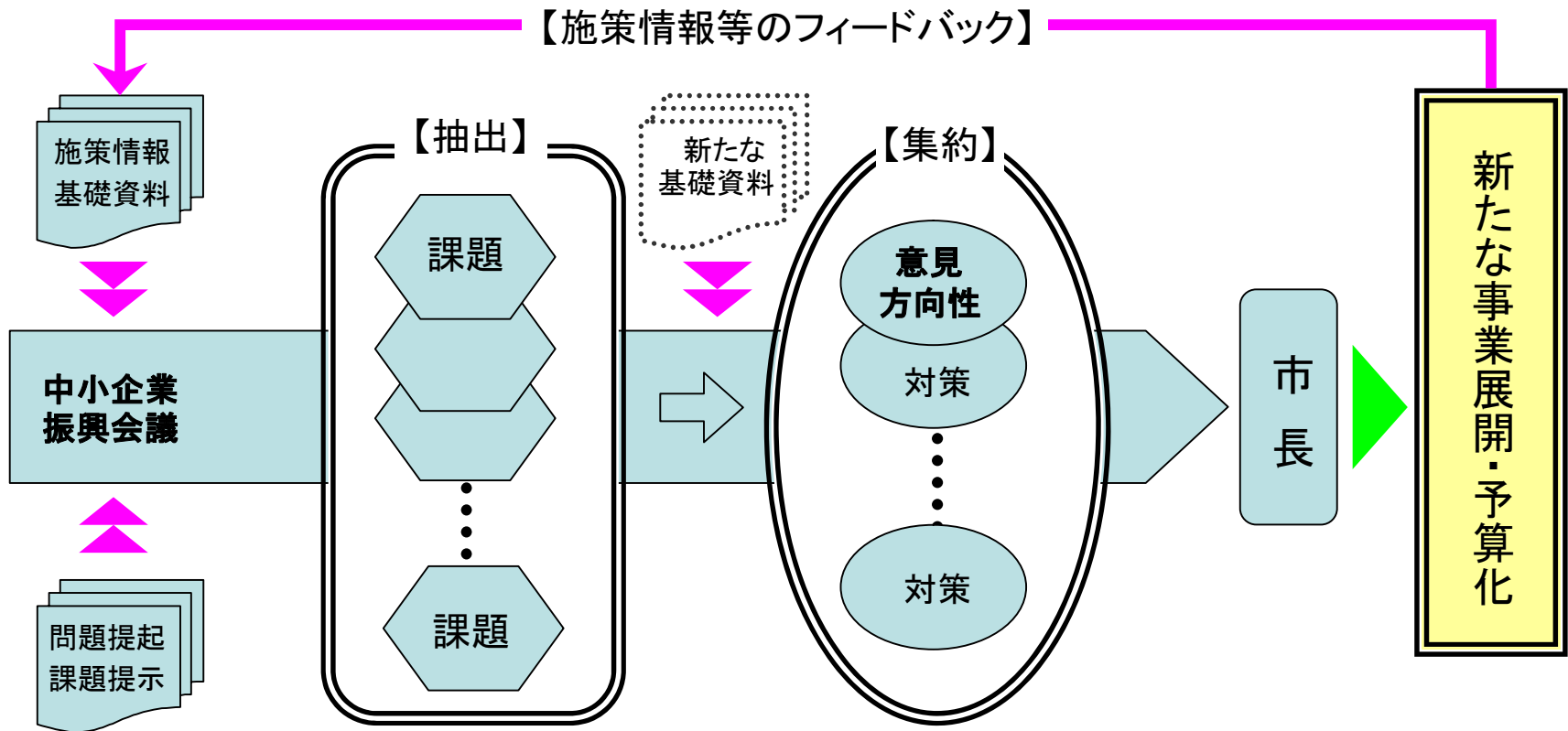
1 この規約は、平成 2 5 年 9 月 1 9 日から施行する。

# 中小企業振興会議の進め方

中小企業振興条例 …… 中小企業の振興に関する施策の総合的な推進によって、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちを実現

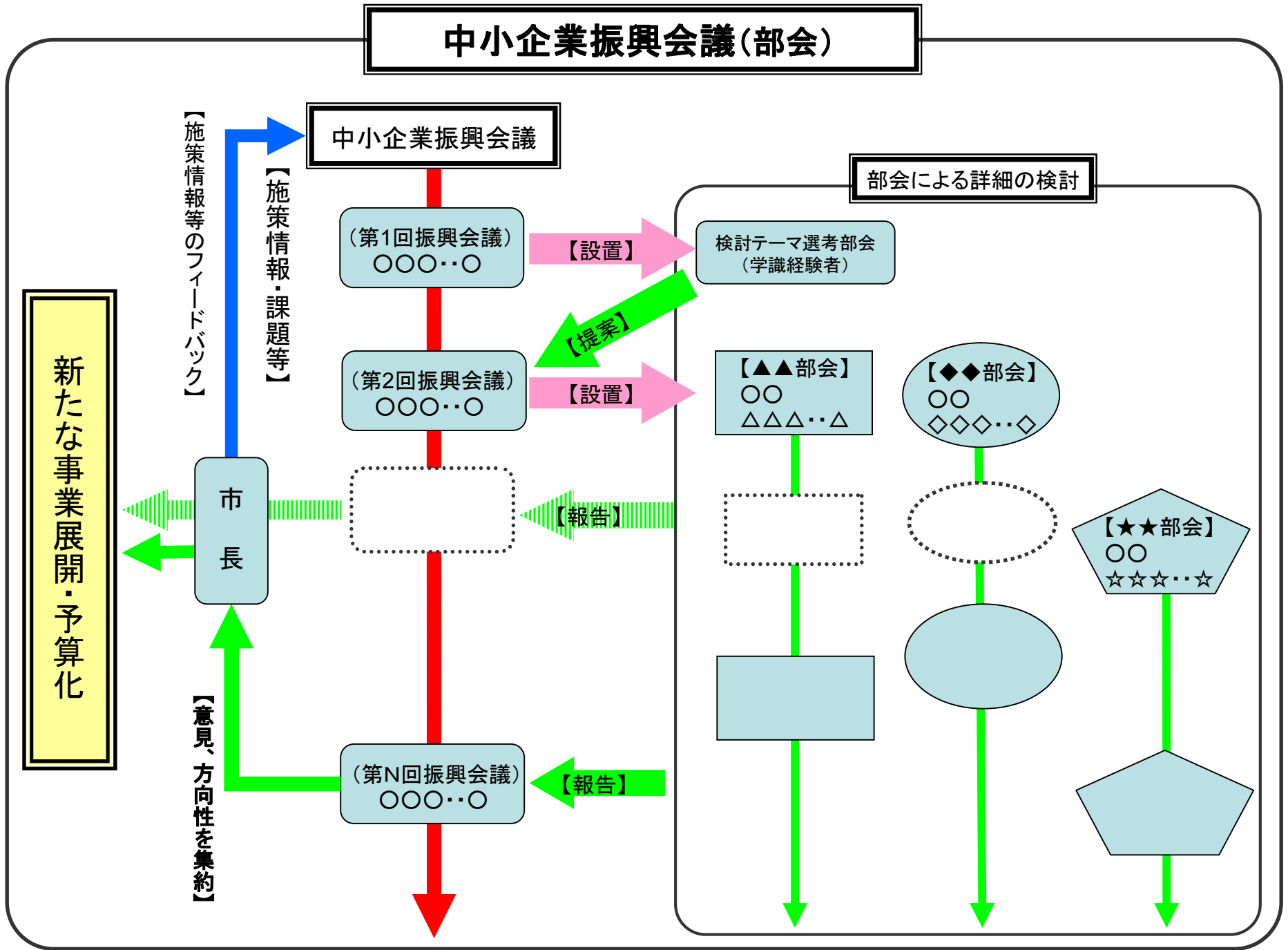
条例の改廃、施策の実施等に関する事項、その他の中小企業の振興に係る重要事項について審議 ⇒ 市長に意見

工業、商業、農業、サービス、流通、建設、金融、労働など各産業について議論 ⇒ 学識経験者・有識者、事業者、関係団体、行政、公募市民により構成





# 中小企業振興会議(部会)



中小企業振興会議

(第1回振興会議)  
○○○・○

(第2回振興会議)  
○○○・○

(第N回振興会議)  
○○○・○

部会による詳細の検討

検討テーマ選考部会  
(学識経験者)

【▲▲部会】  
○○  
△△△・△

【◆◆部会】  
○○  
◇◇◇・◇

【★★部会】  
○○  
☆☆☆・☆

【施策情報等のフィードバック】

【施策情報・課題等】

市長

【意見、方向性を集約】

【設置】

【提案】

【設置】

【報告】

【報告】

新たな事業展開・予算化